

審査基準

平成19年7月20日作成

法令名 : 古物営業法施行規則
根拠条項 : 第12条第1項
処分の概要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 古物営業法第11条第2項(行商従業者証) 第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(行商従業者証の様式) 第11条(標識の様式)
審査基準 : 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないのものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標準処理期間 : 30日
申請先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備考 :